

盛岡市「わがまち特例」一覧表

対象資産	取得時期	適用期間	特例率	対象施設	必要書類	根拠法令
家庭的保育事業用施設 （家屋及び償却資産） 都市計画税適用あり	家屋：直接当該事業の用に供した時期（適用は平成30年度課税分から）	－	1／3	児童福祉法に基づく家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する施設	・当該事業に係る認可通知書の写し ・市の認可を受ける際に提出した書類の写し	・地方税法第349条の3第27項 ・盛岡市市税条例第51条の2第1項
	償却資産：平成29年4月1日以降に取得した資産					
居宅訪問型保育事業用施設（家屋及び償却資産） 都市計画税適用あり	家屋：直接当該事業の用に供した時期（適用は平成30年度課税分から）	－	1／3	児童福祉法に基づく居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する施設	・当該事業に係る認可通知書の写し ・市の認可を受ける際に提出した書類の写し	・地方税法第349条の3第28項 ・盛岡市市税条例第51条の2第2項
	償却資産：平成29年4月1日以降に取得した資産					
事業所内保育事業用施設 （家屋及び償却資産） 都市計画税適用あり	家屋：直接当該事業の用に供した時期（適用は平成30年度課税分から）	－	1／3	児童福祉法に基づく事業所内保育事業（定員5人以下）の認可を得た者が直接当該事業の用に供する施設	・当該事業に係る認可通知書の写し ・市の認可を受ける際に提出した書類の写し	・地方税法第349条の3第29項 ・盛岡市市税条例第51条の2第3項
	償却資産：平成29年4月1日以降に取得した資産					
水質汚濁防止法の汚水又は廃液の処理施設 （償却資産）	令和6年4月1日から令和10年3月31日まで	－	1／2	汚水又は廃液の処理施設で使用する、沈澱または浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等	・特定施設設置届出書又は特定施設の構造等変更届出書に係る受理書の写し ・設置時期や金額が分かる書類の写し	・地方税法附則第15条第2項第1号 ・盛岡市税条例附則第7条の2の2第1項
下水道除害施設 （償却資産）	令和6年4月1日から令和10年3月31日まで	－	4／5	公共下水道を使用する者が設置した除害施設における、沈澱または浮上装置、油水分離装置等	・特定施設設置届出書又は特定施設の構造等変更届出書に係る受理書の写し ・設置時期や金額が分かる書類の写し	・地方税法附則第15条第2項第5号 ・盛岡市市税条例附則第7条の2の2第2項

対象資産	取得時期	適用期間	特例率	対象施設	必要書類	根拠法令
再生可能エネルギー 太陽光発電設備 （償却資産）	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年間	3／4	特定太陽光発電設備(1,000kW以上) ※固定価格買取制度の認定を受けたものを除く。 ・認定地域脱炭素化促進事業計画に従い取得した50kW以上の設備で、以下①～③のいずれかの補助金等を受けて取得したもの ①二酸化炭素排出抑制対策事業費 ②需要家主導型太陽光発電・再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費 ③株式会社脱炭素化支援機構が行う対象活動に対する投融資	・補助金事業者等が交付する補助金等が確定したことがわかる書類の写し ・出力規模等が確認できる資料の写し（仕様書、見積書等）	・旧地方税法附則第15条第25項第3号イ ・旧盛岡市市税条例附則第7条の2の2第8項
	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年間	2／3	特定太陽光発電設備(1,000kW未満) ※固定価格買取制度の認定を受けたものを除く。 ・認定地域脱炭素化促進事業計画に従い取得した50kW以上の設備で、以下①～③のいずれかの補助金等を受けて取得したもの ①二酸化炭素排出抑制対策事業費 ②需要家主導型太陽光発電・再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費 ③株式会社脱炭素化支援機構が行う対象活動に対する投融資 又は ・グリーンイノベーション基金補助金を受けて取得したペロブスカイト太陽電池設備	・補助事業者等が交付する補助金等が確定したことがわかる書類の写し ・出力規模等が確認できる資料の写し（仕様書、見積書等）	・旧地方税法附則第15条第25項第1号イ ・旧盛岡市市税条例附則第7条の2の2第3項
	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで	3年間	1／3	・グリーンイノベーション基金補助金（次世代型太陽電池の開発プロジェクト）を受けた者により製造されたペロブスカイト太陽電池設備	・対象のペロブスカイト太陽電池であることが確認できる書類（仕様書、見積書等）	・地方税法附則第15条第24項第1号イ ・盛岡市市税条例附則第7条の2の2第3項
再生可能エネルギー 風力発電設備 （償却資産）	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年間	2／3	特定風力発電設備(20kW以上) ・固定価格買取制度の認定を受けたものに限る。		・旧地方税法附則第15条第25項第1号ロ ・旧盛岡市市税条例附則第7条の2の2第4項
	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年間	3／4	特定風力発電設備(20kW未満) ・固定価格買取制度の認定を受けたものに限る。	・再生可能エネルギー発電設備にかかる認定通知書の写し、または「再生可能エネルギー発電設備事業計画」の認定を受けたことが分かる書類	・旧地方税法附則第15条第25項第3号ロ ・旧盛岡市市税条例附則第7条の2の2第9項
	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで	3年間	1／2	特定風力発電設備で次のいずれかに該当するもの ・地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画において整備する旨が記載された設備 ・農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に規定する認定設備整備計画において整備する旨が記載された設備	・電力事業者と締結している「特定契約書」の写し	・地方税法附則第15条第24項第3号イ ・盛岡市市税条例附則第7条の2の2第7項

対象資産	取得時期	適用期間	特例率	対象施設	必要書類	根拠法令
再生可能エネルギー 水力発電設備 （償却資産）	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年間	3／4	特定水力発電設備(5,000kW以上) ・固定価格買取制度の認定を受けたものに限る。	・再生可能エネルギー発電設備にかかる認定通知書の写し、または「再生可能エネルギー発電設備事業計画」の認定を受けたことが分かる書類 ・電力事業者と締結している「特定契約書」の写し	・旧地方税法附則第15条第25項第3号ハ ・旧盛岡市市税条例附則第7条の2の2第10項
	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年間	1／2	特定水力発電設備(5,000kW未満) ・固定価格買取制度の認定を受けたものに限る。		・旧地方税法附則第15条第25項第4号イ ・旧盛岡市市税条例附則第7条の2の2第11項
	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで	3年間	3／4	特定水力発電設備(5,000kW以上) ・固定価格買取制度の認定を受けたものに限る。		・地方税法附則第15条第24項第4号 ・盛岡市市税条例附則第7条の2の2第9項
	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで	3年間	1／2	特定水力発電設備(5,000kW未満) ・固定価格買取制度の認定を受けたものに限る。		・地方税法附則第15条第24項第1号ロ ・盛岡市市税条例附則第7条の2の2第4項
再生可能エネルギー 地熱発電設備 （償却資産）	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年間	1／2	特定地熱発電設備(1,000kW以上) ・固定価格買取制度の認定を受けたものに限る。	・再生可能エネルギー発電設備にかかる認定通知書の写し、または「再生可能エネルギー発電設備事業計画」の認定を受けたことが分かる書類 ・電力事業者と締結している「特定契約書」の写し	・旧地方税法附則第15条第25項第4号ロ ・旧盛岡市市税条例附則第7条の2の2第12項
	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年間	2／3	特定地熱発電設備(1,000kW未満) ・固定価格買取制度の認定を受けたものに限る。		・旧地方税法附則第15条第25項第1号ハ ・旧盛岡市市税条例附則第7条の2の2第5項
	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで	3年間	1／2	特定地熱発電設備(1,000kW以上) ・固定価格買取制度の認定を受けたものに限る。		・地方税法附則第15条第24項第1号ハ ・盛岡市市税条例附則第7条の2の2第5項
	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで	3年間	2／3	特定地熱発電設備(1,000kW未満) ・固定価格買取制度の認定を受けたものに限る。		・地方税法附則第15条第24項第3号ロ ・盛岡市市税条例附則第7条の2の2第8項

対象資産	取得時期	適用期間	特例率	対象施設	必要書類	根拠法令
再生可能エネルギー バイオマス発電設備 （償却資産）	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年間	2／3	特定バイオマス発電設備(10,000kW以上20,000kW未満) ・固定価格買取制度の認定を受けたものに限る。	- 再生可能エネルギー発電設備にかかる認定通知書の写し、または「再生可能エネルギー発電設備事業計画」の認定を受けたことが分かる書類 - 電力事業者と締結している「特定契約書」の写し	- 旧地方税法附則第15条第25項第1号ニ - 旧盛岡市市税条例附則第7条の2の2第6項
	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年間	6／7	特定バイオマス発電設備(10,000kW以上20,000kW未満) ・固定価格買取制度の認定を受けたものに限る。 ・木竹に由来するもの又は農作物の収穫に伴って生ずる固体のバイオマスを電気に変換するものに限る。		- 旧地方税法附則第15条第25項第2号 - 旧盛岡市市税条例附則第7条の2の2第7項
	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年間	1／2	特定バイオマス発電設備(10,000kW未満) ・固定価格買取制度の認定を受けたものに限る。		- 旧地方税法附則第15条第25項第4号ハ - 旧盛岡市市税条例附則第7条の2の2第13項
	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで	3年間	1／2	特定バイオマス発電設備(10,000kW未満) ・固定価格買取制度の認定を受けたものに限る。		- 地方税法附則第15条第24項第1号ニ - 盛岡市市税条例附則第7条の2の2第6項
浸水防止用設備 （償却資産）	平成29年4月1日から 令和11年3月31日まで	5年間	2／3	地下街等における洪水時、雨水出水時の避難の確保及び浸水の防止を図るための防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機	・浸水防止用設備の設置が確認できる書類	- 地方税法附則第15条第27項 - 盛岡市市税条例附則第7条の2の2第10項
市民緑地 （土地） 都市計画税適用あり	平成29年6月15日から 令和9年3月31日まで	3年間	2／3	緑地保全・緑化推進法人が設置管理する市民緑地の用に供する土地（当該法人が有料で借り受けた土地を除く。）	・市民緑地設置管理計画及び認定書の写し	- 地方税法附則第15条第31項 - 盛岡市市税条例附則第7条の2の2第11項
サービス付き高齢者 向け賃貸住宅 （家屋）	平成27年4月1日から 令和9年3月31日まで	5年間	2／3	高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である賃貸住宅	- 固定資産税減額申告書 - サービス付き高齢者向け住宅登録通知書の写し - 当該貸家住宅の建設に要する費用について地方税法施行令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類の写し	- 地方税法附則第15条の8第2項 - 盛岡市市税条例附則第7条の2の2第12項
大規模の修繕等が行われたマンション （家屋）	令和5年4月1日から 令和9年3月31日までの修繕等	1年間	1／2	新築された日から20年以上を経過したマンションのうち、大規模な修繕等が行われたもの	詳細は盛岡市公式ホームページ内のページ番号1043195をご確認ください。	- 地方税法附則第15条の9の3第1項 - 盛岡市市税条例附則第7条の2の2第13項
利便性改修工事が行われた改修特別特定建築物 （家屋）	令和8年4月1日から 令和11年3月31日までの修繕等	2年間	1／2	特別特定建築物に該当する家屋のうち、政府の補助を受けて一定のバリアフリー改修を行ったもの	・既存建築物バリアフリー改修事業に要する費用に係る政府の補助を受けている旨を証する書類	- 地方税法附則第15条の11第1項 - 盛岡市市税条例附則第7条の2の2第14項